

江東区陸上競技協会規約

第一章 総 則

- 第1条(名称) 本協会は江東区陸上競技協会と称し、事務局を江東区夢の島競技場内(江東区夢の島1-1-2)に置く。
- 第2条(組織) 本協会は江東区における陸上競技を統括し、かつ、これを代表する団体であって、加入陸上競技団体(以下「加入団体」という。)及び個人を以って組織する。
- 第3条(目的) 本協会は、陸上競技の振興と区民の健康増進並びに体位向上に寄与することを目的とする。
- 第4条(事業) 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 陸上競技を指導する。
 - (2) 江東区体育協会・(公財)東京陸上競技協会に対し、統括区域を代表して加盟する。
 - (3) 江東シーサイドマラソン・江東区陸上競技選手権大会及び各種陸上競技会を開催すると共に、日本陸連、東京陸協等の開催する各種競技会に参加する。
 - (4) 陸上競技に関する練習会・講習会を開催する。
 - (5) その他、本協会の目的を達成するための一切の事業を行う。

第二章 役 員

- 第5条(役員) 本協会に、次の役員をおく。
- | | | | |
|----------|-----|---------|----------------|
| (1) 顧問 | 若干名 | (2) 参与 | 若干名 |
| (3) 会長 | 1名 | (4) 副会長 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 | (6) 理事長 | 1名 |
| (7) 副理事長 | 若干名 | (8) 理事 | 若干名(会計幹事1名を含む) |
- 第6条(会長・副会長) 会長・副会長は総会において推薦する。
会長は、本協会を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはそれを代行する。
- 第7条(理事長・副理事長・会計理事) 理事長・副理事長・会計理事は総会時に理事の互選により決定する。
- 第8条(理事) 理事は総会において委嘱せられ、本協会の一般業務を執行する。
- 第9条(監事) 監事は総会において委嘱せられ、本協会の業務及び経理を監査する。
- 第10条(顧問・参与) 本協会は、顧問・参与をおくことができる。
顧問・参与は総会の承認を経て会長が委嘱する。
顧問・参与は、本協会の重要事項について諮問に応ずる。
- 第11条(任期) 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。顧問・参与の任期は定めない。
各役員補充任期は前任者の残任期間とする。
- 第12条(資格) 本協会の役員は、すべて登録会員の中より委嘱せられる。但し、会長・顧問・参与は総会の決議によって登録会員以外の者から委嘱することができる。

第三章 会 議

- 第13条(総会) 定期総会は会長が招集し、4月にこれを開催する。理事会が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
議長は、出席会員の中から選出される。

第14条（定足数） 総会は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席により成立し、総会の議案は出席会員の過半数で決定する。

第15条（権限） 総会に附議される事項は次の通りである。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業報告・事業計画
- (3) 役員承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他の重要事項

第16条（理事会） 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

理事会は規約及び総会の決議に従って会務の運営をはかり、その決議によって業務を執行する。なお、理事長は緊急の必要があるときは、会長の了解を得て先議処理することができる。

第四章 経 理

第17条（経費） 本協会の経費は次のものを以ってあてる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第18条（交通費・派遣費・謝金）

役員等の交通費・派遣費・謝金支出については、「役員等交通費・派遣費・謝金に関する内規」による。

第19条（会計年度） 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第五章 附 則

第20条（賞罰） 加入団体又は所属する登録会員、又は区内の競技者において、本協会の目的達成のために貢献した者に、理事会の報告に基づき、会長が表彰することができる。又、本協会規約に違反した場合、及び本協会の名誉を傷つけた場合は前項の手続きにより、処罰することができる。

第21条（規約改正）

本規約の条項の改正については、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成によって改正できる。

第22条（諸規則の準用）

本協会の規定されていない事項については、東京陸協・日本陸連の諸規約を準用する。

第23条（施行日）

この規約は昭和40年5月30日より適用する。
平成20年4月25日一部変更、同日より適用する。
平成28年4月22日一部変更、同日より適用する。
令和5年4月17日一部変更、同日より適用する。